

報 告 事 項

令 和 3 年 3 月 定 例 会

令和3年3月岡崎市議会定例会報告事項目録

| 報告番号 | 件名 | ページ |
|------|--|-----|
| 1 | 岡崎市職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分について | 1 |
| 2 | 岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について | 5 |
| 3 | 損害賠償の額を定める専決処分について | 9 |
| 4 | 訴えの提起に関する専決処分について | 13 |

令和3年報告第1号

岡崎市職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例の
専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決
処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和3年2月26日提出

岡崎市長 中根康浩

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された条例を改正することについて、次のとおり専決処分する。

令和3年2月12日専決

岡崎市長 中根康浩

岡崎市職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例

（岡崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第1条 岡崎市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成14年岡崎市条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条」を「地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項」に改める。

（岡崎市国民健康保険条例の一部改正）

第2条 岡崎市国民健康保険条例（平成24年岡崎市条例第63号）の一部を次のように改正する。

附則第10条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項」を「地方税法附則第59条第1項」に改める。

（岡崎市後期高齢者福祉医療費助成条例の一部改正）

第3条 岡崎市後期高齢者福祉医療費助成条例（平成27年岡崎市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号中「第26条」を「第26条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和3年2月13日から施行する。

令和3年報告第2号

岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等
に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決
処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和3年2月26日提出

岡崎市長 中根康浩

専 決 处 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された条例を改正することについて、次のとおり専決処分する。

令和3年2月12日専決

岡崎市長 中根康浩

岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和元年岡崎市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条の表第53条の2第2項（第58条において準用する場合を含む。）の項中「第53条の2第2項」を「第53条の3第2項」に改め、同表第104条の3第2項（第105条の3及び第109条において準用する場合を含む。）の項中「第104条の3第2項」を「第104条の4第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年報告第3号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和3年2月26日提出

岡崎市長 中根康浩

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解による法律上の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和2年12月23日専決

岡崎市長 中根康浩

1 損害賠償額

289,484円

2 事故の概要

令和2年10月21日午前8時50分頃、岡崎市小美町字殿街道172番2地先の主要地方道岡崎設楽線と市道美合小美線の交差点において、道路補修作業に向かう公用自動車が東進右折中、交差点内の横断歩道手前で停車中の相手方自動車の後方に接触し、当該自動車の左後部バンパーを損傷する損害を与えた。

令和3年報告第4号

訴えの提起に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和3年2月26日提出

岡崎市長 中根康浩

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された訴えを提起することについて、次のとおり専決処分する。

令和3年2月12日専決

岡崎市長 中根康浩

1 管轄裁判所

名古屋地方裁判所岡崎支部

2 相手方の住所及び氏名、明渡しを求める市営住宅等並びに家賃等相当損害金の滞納額

| 相手方の住所及び氏名 | 市営住宅等 | 家賃等相当損害金の滞納額 |
|----------------------------------|-------------------------|----------------------------|
| * * * * * * * * * * * * * * * | 荒井山荘 *号棟*号 駐車区画*番 | 1,345,100円 (令和3年2月3日現在) |

備考 市営住宅等とは市営住宅及び駐車区画を、家賃等相当損害金とは家賃及び駐車場使用料に相当する金銭をいう。

3 請求の趣旨

相手方に対し市営住宅の明渡しを求め、家賃等相当損害金の滞納額及びその遅延損害金並びに明渡請求後の損害金の支払を求める。

4 請求の原因

相手方は、岡崎市の設置した市営住宅に入居の許可を得て居住していた父親と同居していたが転居した。父親が死亡した後に無断で再入居し、市からの指導に応じず、居住を継続しており、不正の行為によって入居している状態にある。また、家賃等相当損害金を滞納しており、再三にわたる指導にもかかわらず、家賃等相当損害金が支払われていない。

相手方の行為は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第32条第1項第1号及び岡崎市市営住宅条例（平成9年岡崎市条例第43号）第42条第1項第1号に規定する公営住宅の明渡事由等に該当する。

よって、市営住宅の明渡し及び家賃等相当損害金の滞納額の支払を求めるため訴えを提起する。

